

第20回アジア競技大会選手村後利用基盤整備調査及び設計業務委託（その3）
受託者募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

第20回アジア競技大会選手村後利用基盤整備調査及び設計業務委託
（その3）

(2) 目的

本業務は、第20回アジア競技大会選手村予定地である名古屋競馬場跡地の後利用における基盤整備について、土地区画整理事業の変更認可申請書の作成や仮換地指定に向けた検討、令和4年4月の工事着手に向けた発注者支援業務のあり方、施設詳細設計及びそれに必要な測量等調査を行うものである。

(3) 業務内容

第20回アジア競技大会選手村後利用基盤整備調査及び設計業務委託
（その3）特記仕様書のとおり

(4) 見積もり限度額

78,243,000円（消費税相当額（10%）を含む）以内

(5) 委託期間

契約締結日から令和4年3月18日（金）まで

(6) 支払方法

業務終了後の精算払

2 応募資格

次の要件のうち（1）又は（2）のどちらかの要件を満たし、（3）から（8）の要件全てを満たす法人又はその他の団体とする。

設計共同体での応募者については（9）の要件を満たすこと。

(1) 令和2・3年度入札参加資格者名簿（愛知県建設局・都市整備局・建築局）の登録者のうち業種が「都市計画及び地方計画」、及び「道路」として登録されている者であること。

(2) 令和元・2年度名古屋市競争入札参加資格において申請区分「測量・設計」、申請業種「建設コンサルタント」の競争入札参加資格を有すると認定され、登録された者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (4) 愛知県又は名古屋市から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書受付期間に受けていないこと。
- (5) 「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと並びに「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19財契第103号)に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 令和2年10月12日に公表された「第20回アジア競技大会選手村後利用事業者募集」の応募者等(代表法人、構成員、協力法人、その他事業に携わる者)でないこと並びに応募者と資本面において関連があるものでないこと。
- (8) 愛知県内に本社、支社又は支店を有し、アジア競技大会愛知・名古屋合同準備会事務局との緊密な連絡体制が構築できること。
- (9) 応募は単体企業に限らず、設計共同体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 設計共同体の代表者である構成員は、応募資格(1)又は(2)のどちらかの要因を満たし、(3)から(8)の要件全てを満たすこと。
 - イ 他の構成員は、応募資格(1)又は(2)のどちらかの要件を満たし、(3)から(7)の要件全てを満たすこと。
 - ウ 設計共同体の構成員が、当該業務における他の設計共同体の構成員でないこと。
 - エ 設計共同体として応募した場合、その構成員は、法人等として応募することはできない。
 - オ 設計共同体の結成は、「第20回アジア競技大会選手村後利用基盤整備調査及び設計業務委託(その3)」に係る設計共同体協定書(様式4)により締結しなければならない。

また、設計共同体として応募する場合は、企画提案に係る提出書類の他、「第20回アジア競技大会選手村後利用基盤整備調査及び設計業務委託(その3)」に係る設計共同体協定書、設計共同体入札参加資格審査申請書(様式5)及び委任状(様式6)を期限までに到達するよう郵送(配達証明に限る。)又は持参により提出すること。

3 企画提案

(1) 企画提案に係る提出書類

ア 別紙「企画提案書作成要領」に基づき、以下の書類を作成・提出すること。

- ・提案応募書（様式1-1）又は提案応募書（様式1-2）（設計共同体用）
- ・業務実施体制（様式2）
- ・業務提案書（様式任意）
- ・支出計画書（経費見積書）（様式任意）
- ・会社の概要が分かる資料（パンフレット等）

※設計共同体での応募の場合、提案応募書及び会社の概要が分かる資料については、全ての構成員が提出すること。

イ アの書類のほか「社会的価値の実現に資する取組に関する申告書」（様式3）及び必要な添付書類を作成・提出すること。

※設計共同体での応募の場合、代表者のみ提出すること。

ウ 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(2) 設計共同体に係る提出書類

ア 提出物

- ・「第20回アジア競技大会選手村後利用基盤整備調査及び設計業務委託（その3）」に係る設計共同体協定書（様式4）
- ・「第20回アジア競技大会選手村後利用基盤整備調査及び設計業務委託（その3）」に係る設計共同体入札参加資格審査申請書（様式5）
- ・「第20回アジア競技大会選手村後利用基盤整備調査及び設計業務委託（その3）」に係る委任状（様式6）

イ 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(3) 提出期限

ア 企画提案書

令和3年3月18日（木）午後5時まで（必着）

イ 設計共同体に係る書類

令和3年3月 4日（木）午後5時まで（必着）

(4) 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

アジア競技大会愛知・名古屋合同準備会事務局

（愛知県スポーツ局アジア競技大会推進課内）

(5) 提出方法

上記提出先に持参、郵送（配達証明に限る。）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出すること。

※ その他の方法（ファクシミリ、電子メール等）による提出は不可

4 資料の閲覧

(1) 過年度成果等資料の閲覧方法

CD-Rの貸与 ※貸与を希望される場合は事前に連絡すること

(2) 貸与条件

「2 応募資格」の要件を満たすことが確認できる書類、借用書、機密保持に関する誓約書(任意様式(第三者への開示及び本業務の目的以外に使用しない旨を記入すること。))を提出すること。

(3) 貸与期間

令和3年2月5日(金)から令和3年3月18日(木)まで

※ただし休庁日は除く

5 応募に関する問合せ

(1) 提案内容に関わる問合せについて

企画提案の内容に関わる問合せについては、令和3年2月25日(木)午後5時まで電子メール(E-mail:ag@pref.aichi.lg.jp)で受け付ける。

回答については、電子メールで受け付けた問合せを、令和3年2月18日(木)(第1回質問回答)、令和3年3月2日(火)(第2回質問回答)に愛知県及び名古屋市の公式ウェブサイトに掲載する。

(2) 事務手続き等に関する問合せ先について

アジア競技大会愛知・名古屋合同準備会事務局
(愛知県スポーツ局アジア競技大会推進課内)

電話 052-954-6862

E-mail: ag@pref.aichi.lg.jp 担当: 北河、赤堀

6 審査方法等

(1) 選定手順

ア 書面審査

応募者が6社以上の場合は、提出された企画提案について、書面審査を行う。その場合、書面審査の結果は、確定後、速やかに企画提案者全員に通知する。

イ プレゼンテーション審査

書面審査により選定された企画提案について、プレゼンテーションによる審査を第20回アジア競技大会選手村後利用基盤整備調査及び設計業務委託（その3）受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行い、最も優れた提案者を受託候補者とする。

プレゼンテーションの日程については、別途連絡する（令和3年3月25日（木）予定）。

ウ 設計共同体参加資格審査

設計共同体での応募があった場合は、参加資格審査を行います。審査の結果は速やかに共同企業体の代表者に通知する。

（2）審査基準

審査は、別に定める審査基準に基づき、提案者の能力及び提案内容の各面から総合的に評価するほか、社会的価値の実現に関する取組状況を評価する。

（3）結果通知

審査結果については、全ての応募者に対し、後日、書面で通知する。

（4）その他

選定委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには応じないものとする。

7 契約

本件企画競争による受託事業者の選定については、当該委託契約に係る予算が愛知県議会令和3年2月定例議会及び名古屋市会令和3年2月定例会における予算が成立し、かつアジア競技大会愛知・名古屋合同準備会で予算が承認され、さらに令和3年4月1日以降において当該予算の執行が可能となったときにその効力が生じるものであり、最優秀企画提案に選定された事業者と協議、調整を行い、協議等が整った上で随意契約を締結する。

なお、最優秀企画提案の事業者との協議等が整わない場合は、次点の企画提案の事業者と改めて協議を行うこととする。

8 注意事項

- （1） 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 提出書類の作成及び提出、及びプレゼンテーションの出席に必要な経費については、各応募者の負担とする。なお、提案された企画提案書は返却しない。
- (3) 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (4) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (5) 受託後の企画提案書に記載された実施体制（管理技術者、担当者等）の変更は原則認めない。
- (6) 企画提案は1事業者あたり1案とする。
- (7) 指定する見積もり限度額を超える経費見積の提案があったときは、その者の企画提案は無効とする。
- (8) この要領に定めるものの他、選定実施に係る必要な事項は、委託者が定める。
- (9) 感染症予防対策として、受託者選定委員会時には、マスクの着用、手指消毒にご協力下さい。また、人数を必要最小限へと絞り、ご参加下さい。

9 スケジュール

・第1回質問回答	令和 3年	2月18日	(木)
・第2回質問回答		3月 2日	(火)
・設計共同体に係る書類提出期限		3月 4日	(木)
・企画提案書提出期限		3月18日	(木)
・受託者選定委員会		3月25日	(木)(予定)
・契約締結		4月上旬	(予定)
・契約期間満了	令和 4年	3月18日	(金)